



タブレット(脳活バランサー)で認知機能チェック

タブレット(脳活バランサー)を使った認知機能をチェック、認知症予防のための生活相談を公民館等で実施します。簡単なタッチパネル操作で楽しく、短時間で認知機能を測定でき、結果はその場でお返しします。この機会にぜひ認知症予防に取り組んでみませんか。

とき・ところ

実施日	時間	場所	実施日	時間	場所
7月8日(木)	13:30~15:30	神岡コミュニティセンター	10月18日(月)	9:30~11:30	東栗栖コミュニティセンター
7月14日(水)	9:30~11:30	河内コミュニティセンター	10月26日(火)	13:30~15:30	中央公民館
8月5日(木)	9:30~11:30	誉田コミュニティセンター	11月5日(金)	13:30~15:30	越部コミュニティセンター
8月25日(水)	13:30~15:30	揖保川公民館	11月24日(水)	9:30~11:30	西栗栖コミュニティセンター
9月8日(水)	9:30~11:30	半田コミュニティセンター	12月7日(火)	13:30~15:30	梅香園
9月17日(金)	9:30~11:30	小宅公民館	12月9日(木)	13:30~15:30	香島コミュニティセンター
9月22日(水)	13:30~15:30	御津総合支所	1月12日(水)	9:30~11:30	揖保川コミュニティセンター
10月12日(火)	13:30~15:30	揖西コミュニティセンター	1月18日(火)	13:30~15:30	新宮総合支所

参加費 無料

申込・問い合わせ先 地域包括支援課(☎64・3125)

※時間は予約制です。おひとり当たり所要時間は約20分です。個別相談実施のため1会場当たり先着8名とさせていただきます。



～空き家の管理や利活用でお悩みの方へ～ 「たつの市空き家相談センター」をご利用ください!!

市内空き家の有効活用を推進していくため、行政と専門家団体が連携して、ワンストップで対応できる総合相談窓口「たつの市空き家相談センター」を開設しており、多くの皆さんからご相談いただいています。

空き家所有者の方をはじめ、空き家を管理されている方、将来空き家を相続する予定の方など、**空き家の管理や利活用などでお困りの方**に対し、利活用のための方策や条件整理について助言・支援を行うとともに、必要に応じて専門家の紹介も行っています。

お気軽にご相談ください。



たつの市空き家相談センター



1 相談実績等(R2.4.1~R3.3.31)

空き家所有者からの新規相談件数	108件	相談2回目以降の対応件数(継続)	886件
移住購入希望者からの新規相談件数	18件	空き家バンク登録完了件数	20件

※売却、賃貸、解体、相続登記、境界確定、維持管理、市施策の活用等の様々なご相談に対応させていただきます。また、空き家の早期利活用のための制度である「空き家バンク」への登録を促進し、現地調査、関係資料の作成等もお手伝いさせていただきます。

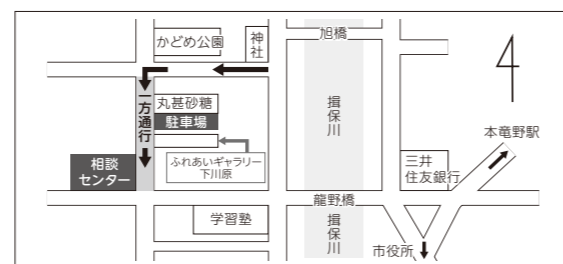
2 空き家相談センターの概要

場 所 たつの市龍野町下川原80番地(旧姫路信用金庫川西出張所)
曜 日 日曜日、月曜日、火曜日の週3日
時 間 9時から16時まで
電話番号 78-9220



空き家相談センターはこちら

▶まちづくり推進課(☎64・3167)



※相談センターは、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の目的地になっています。



7月1日から福祉医療費受給者証が変わります

福祉医療費助成制度(㊦高齢期移行医療・㊧重度障害者医療・㊨乳幼児等医療・㊩こども医療・㊪母子家庭等医療・㊫高齢重度障害者医療)は、毎年1回、7月1日付けで受給者証を更新しています。

この制度には所得制限があり(㊨㊩は除く)、受給の可否を本人及び扶養義務者等の前年中の所得で判定します。令和3年1月1日に市内に住所がなかった方は、所得判定ができませんので、令和3年1月1日現在の住所地で所得・課税証明書の交付を受け、市へ提出してください。

引き続き所得制限額未満の場合は受給者証を、所得制限額を超えている場合は結果通知を6月末までに送付します。

更新に当たり、㊪母子家庭等医療の対象者には、更新申請の案内を送付しています。

申請されていない方には、所得制限額未満でも受給者証を交付できませんので、至急申請書を提出してください。

▶国保医療年金課(☎64・3240)、▶地域振興課(☎75・0253)、▶地域振興課(☎72・2523)、▶地域振興課(☎322・1451)



特定医療費(指定難病・小児慢性特定疾病)受給者証の更新について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今年度に限り現在交付されている受給者証の有効期間の終期が令和3年10月31日の場合、有効期間の終期が延長され令和4年1月31日と読み替えられます。ただし、小児慢性特定疾病の場合、1月31日までに20歳の誕生日を迎えられる方は誕生日の前日までの延長となります。

対象者 令和3年10月31日まで有効な受給者証をお持ちの方で、11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望される方。ただし、小児慢性特定疾病の場合は、令和4年2月1日時点で満20歳未満の方。

更新申請受付期間 7月1日(木)~10月29日(金)

※令和4年1月31日(月)まで更新申請の受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は、2月1日以降となりますので、ご注意ください。

※更新手続きのご案内は、更新受付開始日までに、各受給者宛にお送りします。

案内が更新受付開始日までに届かない場合は、下記までご連絡ください。

申込・問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 地域保健課(☎63・5139)

テクノ園域だより ~佐用町南光ひまわり祭り~

今年も約16万㎡の畑で、合計82万本のひまわりが開花予定です。7月中旬から8月上旬にかけて、佐用町内4か所の畑で楽しめます。

と き 7月17日(土)~8月1日(日)8時30分~17時
(ひまわり畑は7月中旬から8月上旬)

※各地区の開演状況は、町ホームページでお伝えします。

と ころ 南光スポーツ公園(佐用町林崎839)周辺

入 園 料 200円(小学生以下無料)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容を変更・中止する場合があります。

▶佐用町商工観光課(☎0790・82・2521)

ひまわり情報

